

平成26年度普通交付税(市町村分)の概要

普通交付税

県計で1,699.0億円(対前年度比△81.0億円、△4.6%)

震災後、回復傾向にある市町村民税所得割の増加、本年4月からの地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増加等により基準財政収入額が伸び、財源不足額が減少したため、普通交付税は減少。

(単位:億円)

区分		26年度 A	25年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	[参考]全国 市町村増減率
内訳	大都市	172.2	204.4	△32.2	△15.8%	△2.6%
	都市	1,075.6	1,106.5	△30.9	△2.8%	
	町村	451.2	469.1	△17.8	△3.8%	
県計		1,699.0	1,780.0	△81.0	△4.6%	
(除大都市)		1,526.8	1,575.6	△48.8	△3.1%	

(注)1 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。

2 25年度は、調整復活後の額である。

3 [参考]全国市町村増減率は、当初算定比である。

臨時財政対策債発行可能額

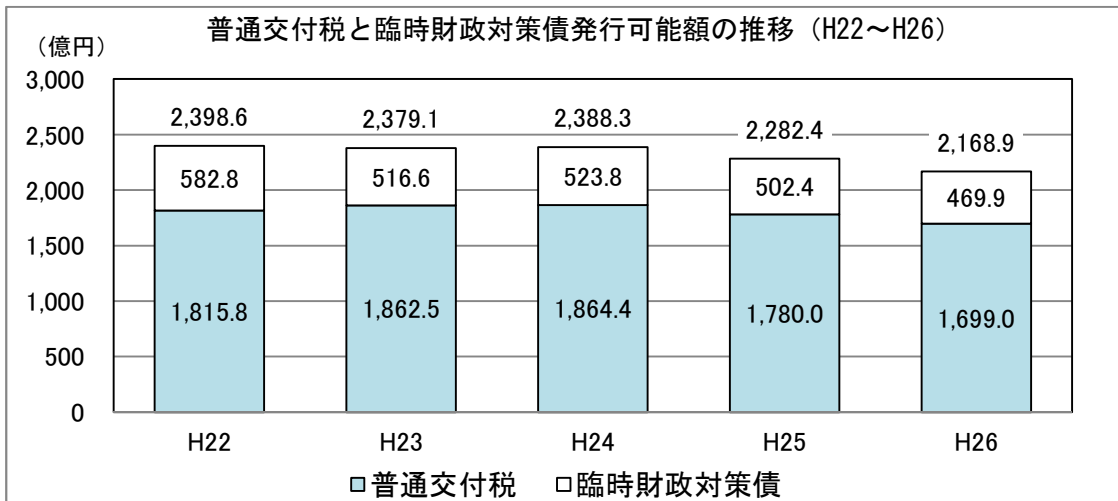
県計で469.9億円(対前年度比△32.5億円、△6.5%)

全国ベースでの発行可能額の減少(対前年度比△7.7%)によるもの。

(単位:億円)

区分		26年度 A	25年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	[参考]全国 市町村増減率
内訳	大都市	244.5	263.1	△18.5	△7.0%	△7.7%
	都市	153.1	163.9	△10.8	△6.6%	
	町村	72.3	75.5	△3.2	△4.2%	
県計		469.9	502.4	△32.5	△6.5%	
(除大都市)		225.4	239.3	△14.0	△5.8%	

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。



交付団体・不交付団体の状況

・昨年度に引き続き、35市町村すべてが交付団体となった。

平成26年度普通交付税(市町村分)の算定結果

1 基準財政需要額・基準財政収入額・普通交付税額

(単位:億円)

区分		26年度 A	25年度 B	増減額 C(A-B)	増減率(%) D(C/B)	
基準 財政 需要 額	個別算定経費(イ～オ除き)	ア	3,626.5	3,634.6	△8.1	△0.2%
	地域経済・雇用対策費	イ	59.0	85.2	△26.1	△30.7%
	【廃止】地域の元気づくり推進費	ウ		27.8	△27.8	△100.0%
	【新規】地域の元気創造事業費	エ	51.9		51.9	皆増
	公債費	オ	601.0	584.7	16.3	2.8%
	包括算定経費	カ	589.9	623.9	△34.0	△5.4%
	小計(臨時財政対策債振替前)ア～カ	キ	4,928.3	4,956.1	△27.8	△0.6%
	臨時財政対策債振替額	ク	469.9	502.4	△32.5	△6.5%
	錯誤措置額等	ケ	3.7	5.5	△1.8	△32.3%
	合計(キ+ケ)	コ	4,462.2	4,459.3	2.9	0.1%
基準 財政 収入 額	基準財政収入額総括表	サ	2,765.4	2,679.5	85.9	3.2%
	錯誤措置額	シ	△5.8	△0.2	△5.5	△2,438.0%
	合計(サ+シ)	ス	2,759.7	2,679.3	80.4	3.0%
交付基準額(コース)		セ	1,702.5	1,780.0	△77.5	△4.4%
普通交付税額		ソ	(2,168.9) 1,699.0	(2,282.4) 1,780.0	(△113.5) △81.0	(△5.0%) △4.6%

- (注) 1 () 書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 基準財政需要額の錯誤措置額等には、合併算定替の縮減額を含んでいる。
 3 表示単位未満を四捨五入しているため、合計や増減額等が一致しない場合がある。
 4 26年度の交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

2 主な増減要因(新規・廃止費目を除く。)

(単位:億円)

区分	費目・税目	要 因	対前年度増減額 (増減率)	
基準 財政 需要 額	増	高齢者保健福祉費 (65歳以上・75歳以上)	・65歳以上…介護給付費負担金の増等 ・75歳以上…後期高齢者医療給付費負担金の増等	19.8 (3.3%)
		公債費	・臨時財政対策債等既発債の償還費の増	16.3 (2.8%)
		社会福祉費	・少子化対策(保育緊急確保事業等)経費の増等	11.5 (2.3%)
	減	消防費	・地方公務員給与費の臨時特例の終了による給与費の復元	10.0 (3.2%)
		地域経済・雇用対策費	・歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の減	△26.1 (△30.7%)
		包括算定経費	・事業費の減等	△34.0 (△5.4%)
基準 財政 収入 額	増	市町村民税所得割	・納税義務者数, 算出税額の増	47.0 (6.2%)
		地方消費税交付金	・地方消費税率の引上げ(1.0%→1.7%)に伴う増	43.6 (24.1%)
	減	市町村民税法人税割	・法人税率引下げによる前年度調定済額の減等	△22.2 (△9.5%)
		自動車取得税交付金	・自動車取得税率の引き下げに伴う減 自家用(軽自動車除く)5%→3%, 営業用・軽自動車3%→2%	△12.8 (△48.5%)

3 主な算定方法の改正点等

① 消費税・地方消費税の引上げに伴う算定

消費税・地方消費税引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、関係費目(社会福祉費, 高齢者保健福祉費等)の基準財政需要額に100%算入。

また、地方消費税引上げによる増収は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであること及び地方消費税の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、基準財政収入額に当面100%算入。

② 地域の元気創造事業費の算定

地方財政計画に計上された「地域の元気創造事業費」(3,500億円)に対応し、新たな費目「地域の元気創造事業費」を設けて、地域経済活性化の取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定。

その際、各地方公共団体の行革努力(※1)や地域経済活性化の成果(※2)を反映。

地域の元気創造事業費(3,500億円)の算定内訳

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2,250億円程度	375億円程度	2,625億円程度
計	3,000億円程度	500億円程度	3,500億円程度

(※1)行革努力分指標

職員数削減率, ラスパイレス指数, 人件費削減率, 経常的経費削減率(人件費を除く), 地方債残高削減率(臨財債等を除く)

各団体の削減率と全国の削減率との差(ラスパイレス指数は、指数100との差)に応じて割増し又は割落し

(※2)地域経済活性化分指標

農業産出額, 製造品出荷額, 小売業年間商品販売額, 若年者就業率, 従業者数,

事業所数, 転入者人口比率, 一人当たり地方税収

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し

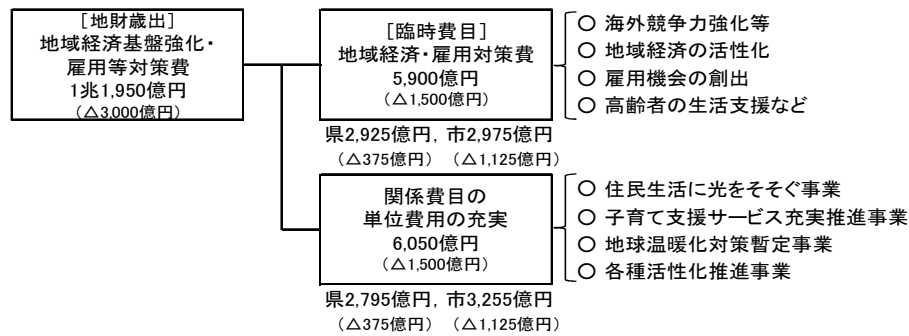
市町村分算定額

(単位: 億円)

区分		行革努力分	地域活性化分	合計
内訳	大都市	5.2	1.6	6.8
	都市	25.7	3.1	28.8
	町村	14.5	1.8	16.3
県計		45.4	6.5	51.9
(除大都市)		40.2	4.9	45.1

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値や差引額等が一致しない場合がある。

③ 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(H26年度地方財政計画:1兆1,950億円)に対応した算定 (対前年度比△3,000億円, △20.1%)



臨時費目「地域経済・雇用対策費」による算定額

各団体の人口を測定単位とし、人口規模のコスト差(段階補正)のほか①自主財源比率, ②人口密度, ③高齢者人口割合, ④人口1人当たりの農業産出額, ⑤人口1人当たりの製造品出荷額を反映して算定。

平成26年度は、単位費用が27.4%減少(市町村分の算定額が4,100億円程度から2,975億円程度に減少)したことなどから、算定額が減少した。

市町村分算定額

(単位:億円)

区分		26年度 A	25年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B
内訳	大都市	4.3	6.1	△1.8	△30.0%
	都市	34.5	50.2	△15.8	△31.4%
	町村	20.3	28.8	△8.5	△29.6%
県計		59.0	85.2	△26.1	△30.7%
(除大都市)		54.8	79.1	△24.3	△30.7%

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、合計値や差引額等が一致しない場合がある。

④ 東日本大震災に伴う算定の特例措置 (平成23年度からの継続措置)

- 東日本大震災の特定被災地方公共団体に係る教育関係費目について短期間に需要額が大幅に変動しないための特例措置

→児童数等の対平成22年度伸び率を全国平均水準まで引き上げるための補正係数を加算

教育関係費目の特例加算額

(単位:億円)

年度	特例加算額	内訳				増減額 C(A-B)	増減率 D(C/B)
		小学校費	中学校費	高等学校費	その他の教育費		
26年度	3.9 A	1.6	0.7	0.2	1.4	0.4	12.9%
25年度	3.4 B	1.3	0.7	0.2	1.2		

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、増減額CはA-Bと、増減率DはC/Bと一致しない。

- 台帳等の滅失により算定が困難となっている費目の特例

→道路の面積・延長, 漁港の係留施設・外郭施設の延長, 都市公園の面積 (平成23年度報告数値により算定)

- 東日本大震災に係る地方税法等の改正による非課税措置に伴う減収分の基準財政収入額への特例加算

→震災復興特別交付税との重複措置を避けるため減収見込額の75%を加算

⑤ 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、次の3項目について、平成26年度以降5年程度の期間をかけて普通交付税の算定に反映。

(1) 支所に要する経費の算定	26年度から3カ年かけて先行的に実施	} 27年度以降、順次 交付税に反映
(2) 人口密度等による需要の割増し		
(3) 標準団体の面積の見直し(単位費用への反映等)		

このうち、(1)支所に要する経費について、合併団体の支所が住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、平成26年度においては先行的に算定。合併前の旧市町村役場(合併後に本庁舎となったものを除く。)が支所として存続しているとみなして算定。合併団体の一本算定に加算。

4 県内市町村の状況

① 交付団体・不交付団体の状況

昨年度に引き続き、35市町村すべてが交付団体となった。

【参考】過去の不交付団体の状況(平成元年度以降)

年度	H元～H7	H8～H16	H17	H18～H24	H25～H26
不交付団体名	なし	女川町	女川町 富谷町	女川町	なし

② 普通交付税額の対前年度比較

6団体で増加、29団体で減少。

	増減率	団体数	団体名
増加	+10%以上	1 (1)	女川町
	+5%以上10%未満	0 (1)	
	+5%未満	5 (6)	気仙沼市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大和町
	増加団体数 合計	6 (8)	
減少	△5%未満	22 (18)	白石市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亶理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町
	△5%以上10%未満	4 (4)	石巻市、塩竈市、名取市、川崎町
	△10%以上	3 (5)	仙台市、七ヶ宿町、山元町
	減少団体数 合計	29 (27)	

※()内の数値は、前年度の団体数である。

5 合併団体の算定の特例(合併算定替)

算定年度の4月1日現在において、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して、合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算額を、合併市町村の財源不足額とし、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮。

算定方法…①②のうち有利な算定額が措置される。(合併後 10 年間※)

① 合併算定替

合併関係旧市町村がそのまま存続したものと
した時の算定額 (合併関係旧市町村の合計額)

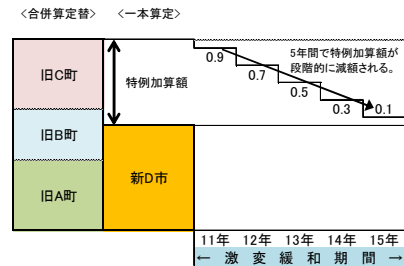
② 一本算定

合併後の新市町村としての算定額

合併後 10 年※経過すると、①と②の差額(特例加算額)が
段階的に減額され、16(17)年目以降は一本算定に完全移行する。

(※)合併が 4 月 1 日の場合は、合併した年度を含めて 11 年間

合併算定替のイメージ



合併 9 団体の合併算定替による特例加算額(平成 26 年度)

普通交付税	211.5 億円 (加算率 26.2%)
臨時財政対策債発行可能額	7.3 億円 (加算率 6.7%)

※H26 から加美町が縮減期間に入り、特例加算額が 1.1 億円程度減額されている。

<合併団体の普通交付税額等>

(単位: 百万円, %)

団体名	合併 年月日	適用年度			区分	合併算定替 ①	一本算定 ②	特例加算額 ③(①-②)	加算率 ③/②
		開始	縮減	終了					
石巻市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	19,075	15,425	3,650	23.7
					B	2,753	2,646	107	4.0
					計	21,828	18,071	3,757	20.8
気仙沼市	H18.3.31 H21.9.1	H18 H22	H28 H27	H32 H31	A	9,878	8,685	1,193	13.7
					B	1,224	1,166	59	5.0
					計	11,102	9,850	1,252	12.7
登米市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	17,853	13,115	4,738	36.1
					B	1,629	1,437	192	13.3
					計	19,481	14,552	4,929	33.9
栗原市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	19,054	14,036	5,018	35.7
					B	1,628	1,424	204	14.3
					計	20,681	15,460	5,222	33.8
東松島市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	5,530	4,935	595	12.1
					B	644	622	23	3.7
					計	6,174	5,557	618	11.1
大崎市	H18.3.31	H18	H28	H32	A	16,963	12,963	3,999	30.9
					B	2,381	2,313	68	2.9
					計	19,344	15,277	4,067	26.6
加美町	H15.4.1	H15	H26	H30	A	6,170	5,210	961	18.4
					B	554	516	38	7.3
					計	6,724	5,725	999	17.4
美里町	H18.1.1	H18	H28	H32	A	3,733	3,219	514	16.0
					B	435	418	17	4.0
					計	4,168	3,637	531	14.6
南三陸町	H17.10.1	H18	H28	H32	A	3,575	3,090	485	15.7
					B	299	280	19	6.6
					計	3,874	3,370	504	14.9
合計					A	101,830	80,678	21,152	26.2
					B	11,547	10,822	725	6.7
					計	113,377	91,500	21,877	23.9

※A:普通交付税(交付決定額ベース), B:臨時財政対策債発行可能額

※「適用年度」欄のうち「開始」は合併算定替開始年度、「縮減」は激変緩和のための縮減開始年度、「終了」は激変緩和のための縮減期間の最終年度。(気仙沼市は一次合併を上段、二次合併を下段に表示)

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計や差引が一致しない場合がある。

平成26年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	平成26年度 普通交付税 A	平成25年度 普通交付税 B	増減額 (A-B) C	増減率 (C/B) D	H26普通交付税 +臨時財政対策債 E	H25普通交付税 +臨時財政対策債 F	増減額 (E-F) G	増減率 (G/F) H
仙台市	17,221,614	20,444,644	△ 3,223,030	△ 15.8	41,673,553	46,750,413	△ 5,076,860	△ 10.9
石巻市	19,074,662	20,293,037	△ 1,218,375	△ 6.0	21,827,752	23,355,983	△ 1,528,231	△ 6.5
塩竈市	4,912,782	5,358,110	△ 445,328	△ 8.3	5,757,001	6,304,741	△ 547,740	△ 8.7
気仙沼市	9,877,843	9,761,643	116,200	1.2	11,102,248	10,987,112	115,136	1.0
白石市	4,219,542	4,299,337	△ 79,795	△ 1.9	4,847,956	4,963,645	△ 115,689	△ 2.3
名取市	2,304,509	2,531,658	△ 227,149	△ 9.0	3,510,150	3,782,207	△ 272,057	△ 7.2
角田市	3,166,829	3,321,775	△ 154,946	△ 4.7	3,662,433	3,856,742	△ 194,309	△ 5.0
多賀城市	2,968,406	2,849,635	118,771	4.2	4,113,282	4,038,627	74,655	1.8
岩沼市	1,632,244	1,602,392	29,852	1.9	2,360,604	2,534,723	△ 174,119	△ 6.9
登米市	17,852,604	18,431,315	△ 578,711	△ 3.1	19,481,455	20,146,495	△ 665,040	△ 3.3
栗原市	19,053,578	19,427,135	△ 373,557	△ 1.9	20,681,191	21,107,427	△ 426,236	△ 2.0
東松島市	5,529,861	5,508,017	21,844	0.4	6,174,351	6,208,228	△ 33,877	△ 0.5
大崎市	16,962,828	17,265,895	△ 303,067	△ 1.8	19,344,068	19,749,984	△ 405,916	△ 2.1
蔵王町	1,752,321	1,770,257	△ 17,936	△ 1.0	2,027,758	2,055,606	△ 27,848	△ 1.4
七ヶ宿町	941,138	1,081,788	△ 140,650	△ 13.0	1,036,882	1,201,011	△ 164,129	△ 13.7
大河原町	1,505,963	1,570,804	△ 64,841	△ 4.1	1,869,894	1,932,533	△ 62,639	△ 3.2
村田町	1,777,224	1,870,448	△ 93,224	△ 5.0	2,008,693	2,119,302	△ 110,609	△ 5.2
柴田町	2,317,045	2,350,608	△ 33,563	△ 1.4	2,933,531	2,974,523	△ 40,992	△ 1.4
川崎町	2,054,355	2,228,945	△ 174,590	△ 7.8	2,241,078	2,439,782	△ 198,704	△ 8.1
丸森町	3,210,125	3,295,403	△ 85,278	△ 2.6	3,494,758	3,598,390	△ 103,632	△ 2.9
亘理町	2,642,876	2,767,573	△ 124,697	△ 4.5	3,155,273	3,326,242	△ 170,969	△ 5.1
山元町	2,183,479	2,426,590	△ 243,111	△ 10.0	2,423,074	2,703,596	△ 280,522	△ 10.4
松島町	1,802,903	1,805,608	△ 2,705	△ 0.1	2,086,269	2,108,291	△ 22,022	△ 1.0
七ヶ浜町	1,284,423	1,297,333	△ 12,910	△ 1.0	1,626,132	1,657,643	△ 31,511	△ 1.9
利府町	817,051	844,046	△ 26,995	△ 3.2	1,336,015	1,393,766	△ 57,751	△ 4.1
大和町	1,383,821	1,350,469	33,352	2.5	1,842,813	1,760,952	81,861	4.6
大郷町	1,465,067	1,468,405	△ 3,338	△ 0.2	1,655,877	1,662,504	△ 6,627	△ 0.4
富谷町	1,392,451	1,445,471	△ 53,020	△ 3.7	2,051,609	2,133,919	△ 82,310	△ 3.9
大衡村	585,771	607,101	△ 21,330	△ 3.5	749,043	761,555	△ 12,512	△ 1.6
色麻町	1,869,966	1,946,030	△ 76,064	△ 3.9	2,041,046	2,130,106	△ 89,060	△ 4.2
加美町	6,170,488	6,452,698	△ 282,210	△ 4.4	6,724,003	7,036,543	△ 312,540	△ 4.4
涌谷町	2,650,602	2,675,710	△ 25,108	△ 0.9	2,941,442	2,979,848	△ 38,406	△ 1.3
美里町	3,733,078	3,912,950	△ 179,872	△ 4.6	4,168,049	4,387,223	△ 219,174	△ 5.0
女川町	7,348	2,985	4,363	146.2	64,073	29,737	34,336	115.5
南三陸町	3,575,062	3,735,761	△ 160,699	△ 4.3	3,873,906	4,060,747	△ 186,841	△ 4.6
大都市計	17,221,614	20,444,644	△ 3,223,030	△ 15.8	41,673,553	46,750,413	△ 5,076,860	△ 10.9
都市計	107,555,688	110,649,949	△ 3,094,261	△ 2.8	122,862,491	127,035,914	△ 4,173,423	△ 3.3
町村計	45,122,557	46,906,983	△ 1,784,426	△ 3.8	52,351,218	54,453,819	△ 2,102,601	△ 3.9
県計	169,899,859	178,001,576	△ 8,101,717	△ 4.6	216,887,262	228,240,146	△ 11,352,884	△ 5.0
県 (除大都市)	152,678,245	157,556,932	△ 4,878,687	△ 3.1	175,213,709	181,489,733	△ 6,276,024	△ 3.5
合併団体計	101,830,004	104,788,451	△ 2,958,447	△ 2.8	113,377,023	117,039,742	△ 3,662,719	△ 3.1
非合併団体計	68,069,855	73,213,125	△ 5,143,270	△ 7.0	103,510,239	111,200,404	△ 7,690,165	△ 6.9
非合併団体計 (除大都市)	50,848,241	52,768,481	△ 1,920,240	△ 3.6	61,836,686	64,449,991	△ 2,613,305	△ 4.1

(注) 合併団体の交付額は、合併算定書により算定した額である。